

部活動指導員取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、島根県教育関係会計年度任用職員設置取扱要綱（以下、「要綱」という。）のほか、県立学校において、学校教育法施行規則第78条の2に規定する部活動指導員として任用される者の身分、任用、勤務時間及び報酬等の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(任免)

第2条 任免は、第3条に規定する部活動指導員志望者名簿に登録された者で、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則（昭和37年島根県教育委員会規則第8号）により教育長が行う。

(1) 学校教育に対する理解、熱意を持つ者

(2) 部活動の指導種目に関して、専門的知識、技能及び指導経験を有し、安全な指導ができる者

(3) 部活動の意義を理解し、当該県立学校の運営方針を遵守し、校長、教頭、顧問教員との連携を図り、部活動指導員の職務を誠実に遂行できる者

2 任用期間は、各年度内において予算の範囲内で教育長が定める。

3 任用に当たっては、原則面接試験を行うものとする。

4 任用は、辞令書（様式1）を交付して行うものとする。

5 県立学校において部活動指導員を必要とするときは、県立学校長は、別に指定する書類を教育長へ提出するものとする。

(部活動指導員志望者名簿の登録手続)

第3条 部活動指導員に任用されることを志望する者（以下「部活動指導員志望者」という。）は、部活動指導員志望者登録票（様式2、以下「部活動指導員登録票」という。）に必要事項を記入して、これを教育長又は県立学校長に提出しなければならない。

2 教育長は、部活動指導員志望者からの部活動指導員登録票を受理したときは、直ちに当該部活動指導員志望者を部活動指導員登録名簿に登録するとともに県立学校長の求めがある場合には選考に必要な情報を提供するものとする。

3 県立学校長は、部活動指導員志望者からの部活動指導員登録票の提出を受けた時は、県立学校で必要となる部活動である場合には選考を実施の上、その結果を教育長に報告するものとし、必要となる部活動でない場合には、当該志願者志願登録票を教育長に送付するものとする。

第4条 県立学校長が部活動指導員又は地域指導者の配置を希望する場合には、「部活動指導員配置希望調書」（様式3）に必要事項を記載の上、学校企画課長に提出するものとする。

(報酬等及び費用弁償)

第5条 報酬等及び費用弁償は、報酬等については月ごとに総務事務センター長が、費用弁償については県立学校長が月ごとに支給する。

(勤務時間)

第6条 勤務日及び勤務日における勤務時間は、教育長が配置決定した範囲内でそれぞれの県立学校長が定める。

(職務内容)

第7条 部活動指導員は、部活動の顧問として、次に掲げる職務を行うことができる。

- (1) 技術指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
- (4) 用具・施設の点検・管理
- (5) 部活動の管理運営(会計管理等を含む。)
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 年間・月間指導計画の作成
- (8) 生徒指導に係る対応
- (9) 事故が発生した場合の現場対応

(研修)

第8条 部活動指導員は、教育長が別に定めるところにより研修を受講しなければならない。

2 前項の研修を受講できないときは、県立学校長、教頭ないし副校長が前項に定める研修を実施し、その実施状況を教育長に報告しなければならない。

3 第1項及び第2項の規定に基づく研修を修了しない場合、部活動指導員に対して、第5条の規定に基づく勤務指定を行うことはできない。

(服務、分限及び懲戒、公務災害補償等)

第9条 部活動指導員の服務、分限及び懲戒並びに公務災害補償等については、要綱の定めるところによる。

(非常勤職員システムによる特例)

第10条 この要領にかかる事務手続については、非常勤職員システムを使用して行うことができる。

2 この要領により作成し、又は保存することとされている証拠書類のうち、非常勤職員システムを使用して行った手続に係るものについては当該証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成又は保存をもって、当該証拠書類の作成又は保存に代えることができる。

この場合において、当該電磁的記録は、当該証拠書類とみなす。

(その他)

第11条 この要領に定めがないものについては、必要の都度定める。

附 則

この要領は、平成31年3月14日から施行する。

この要領は、令和2年2月17日から施行する。

この要領は、令和3年2月8日から施行する。

(様式1)

辞 令 書

氏 名			
異動種目		発令日付	
発令事項			
島根県教育委員会教育長			